

第7章 投資信託受益権等の累積投資取引

第23条（本章の趣旨）

本章では、お客様（証券仲介口座を開設しているお客様を除きます。以下、本章において同じ。）と当社との間における、トヨタMRF累積投資取引を除く投資信託の累積投資に関する取扱いについて定めます。当社は、本章の定めに従ってお客様と投資信託の累積投資の委任に関する契約（以下、本章において「契約」といいます。）を締結します。

第24条（投資信託の累積投資取引の定義等）

「投資信託受益権等の累積投資取引」とは、投資信託の受益証券又は受益権の買付代金（当該投資信託の目論見書に記載する最低申し込み単位以上の買付けとなります。）に充てるためのお客様による払込金の他、当社がお客様に代わって受領した収益分配金を、当該お客様の累積投資取引に係る口座（以下「累積投資口座」といいます。）に繰り入れて預り、その金額をもって、当該投資信託の目論見書に記載する買付時期に、当該投資信託の目論見書に記載するところにより、同一種類の投資信託の受益証券又は受益権の買付けを行う取引をいいます。

第25条（投資信託に係る累積投資口座の開設）

お客様が投資信託の累積投資取引を開始するに際しては、事前又は同時にお客様名義のトヨタFS証券口座を当社に開設していただくとともに、本約款の交付を受けていることが必要です。

2 前項により、証券総合口座を開設しているお客様と当社との間にはトヨタMRF累積投資契約が締結されており、これにより、当該投資信託の買付代金の第1回目の払い込みをもって、お客様から当該投資信託に係る累積投資契約の申し込みが行われたものとして取扱います。

また、前項により、証券取引口座及び投信積立て専用証券口座を開設しているお客様においては、当該投資信託の買付代金の第1回目の払い込みをもって、当該投資信託に係る累積投資契約の申し込みが行われたものとして取扱います。

3 当社は、お客様から投資信託の累積投資契約の申し込みがあり、当社がこれを承諾した場合には、直ちに当該投資信託に係る累積投資口座を開設します。

4 外国投資信託の申し込みに際して、本章に別段の定めがないときは、外国証券取引口座約款に従って取扱います。

第26条（金銭の払込み）

お客様は、累積投資取引に係る投資信託の受益証券又は受益権の買付けに充てるため、1回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書記載の金銭（以下、本章において「払込金」といいます。）を払い込むことができます。ただし、当社が別に定める払込方法については、上記以外の払込単位とする場合があります。

第27条（買付方法、時期及び価額）

当社は、お客様から累積投資取引に係る投資信託の受益証券又は受益権の取得の申し込みがあった場合、当該目論見書記載の方法又

は当社所定の方法により、遅滞なく当該投資信託の受益証券又は受益権の買付けを行います。この場合、当該投資信託の目論見書の定める買付時期に従い買付けを行います。ただし、お客様は、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には買付けの申し込みはできません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止又は金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等投資対象国における非常事態による市場の閉鎖又は流動性の極端な減少等のやむを得ない事情があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、買付けの申し込みの受付が中止され、既に行われた買付けの申し込みの受付が取り消されることがあります。

- 2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額となります。この場合、当社は、当該価額に基づく当該投資信託の目論見書記載の手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、払込金の中から当社が申し受けます。ただし、償還優遇、償還前優遇を利用した場合、手数料を減免することがあります。なお、当社が別の契約で定める場合においては、この限りではありません。
- 3 投資信託によっては、1人のお客様が1日あたりに買付けできる金額及び買付けの受付時間に、当該投資信託の目論見書の記載による制限があるものがあります。
- 4 買付けられた投資信託の受益証券又は受益権の所有権並びにその元本及び収益分配金に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属します。

第28条（投資信託の受益証券の保管等）

この契約によって取得された投資信託の受益証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の受益証券と混蔵して大券にて保管します。

- 2 前項により混蔵して保管する投資信託の受益証券については、第35条及び第37条に従って取扱います。
- 3 当社は、当該保管に係る投資信託の受益証券について、保管料を申し受けることがあります。

第29条（投資信託の受益権の管理）

この契約によって取得された投資信託の受益権は、第11章に従い、これを当社の固有財産と分別して記載・記録及び振替を行います。

- 2 当社は、当該投資信託の受益権について管理料を申し受けることがあります。

第30条（収益分配金の再投資）

累積投資取引に係る投資信託の受益証券又は受益権の収益分配金は、お客様に代わって当社が受領の上、これを当該お客様の累積投資口座に繰り入れて預りし、その全額をもって、当該投資信託の目論見書に記載する買付時期に、当該投資信託の目論見書の記載に従い、同一口座内において、同一種類の投資信託の受益証券又は受益権を買付けます。

第31条（投資信託の受益証券又は金銭の返還）

当社は、本章の規定に基づく投資信託の受益証券又は金銭については、お客様からその返還を請求されたときに、当該投資信託の目論見書の記載に従い返還します。ただし、お客様は、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、返還の請求ができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止又は金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等投資対象国における非常事態による市場の閉鎖又は流動性の極端な減少等のやむを得ない事情があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従い、返還の請求の申し込みの受付が中止され、すでに行われた返還の請求の受付が取り消されることがあります。

- 2 前項の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとし、返還は、当該投資信託の目論見書に記載された方法により決定された価額により各投資信託の受益証券を換金し、所定の手数料、所得税、住民税、消費税等を差引いた金銭を引き渡すことにより、これに代えるものとし、
- 3 投資信託によっては、1人のお客様が1日あたりに返還を請求できる金額及び請求の受付時間に、当該投資信託の目論見書の記載による制限があるものがあります。
- 4 クローズド期間のある投資信託の累積投資について、当該クローズド期間中の第1項及び第2項の取扱いは、お客様が次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り、
 - ① 死亡したとき
 - ② 天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - ③ 破産手続開始の決定を受けたとき
 - ④ 疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - ⑤ その他前号に準ずる事由があるものとして、当社が認めるとき

第32条（その他）

当社は、当該投資信託受益権が償還されたときは、償還価額に基づいて算出された金額を償還日から起算して5営業日以内の日に返還します。ただし、目論見書に記載がある場合はその限りではありません。

- 2 投資信託受益権の累積投資取引に関する事項で本章に記載の無い事項は、各投資信託受益権の目論見書の定めに従います。
- 3 トヨタMRF累積投資取引については、第6章の規定に従うものとし、